

三監告示第 2 号

定期監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により本書のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 28 日

三条市監査委員 大久保 秀 男

三条市監査委員 捧 厚 雄

三条市監査委員 熊 倉 均

記

- |         |                     |
|---------|---------------------|
| 1 監査の対象 | 「定期監査結果に関する報告書」のとおり |
| 2 監査の期間 | 同 上                 |
| 3 監査の方法 | 同 上                 |
| 4 監査の結果 | 同 上                 |

## 定期監査結果に関する報告書

- 1 監査の対象 平成 28・29 年度における教育委員会事務局教育総務課、子育て支援課及び小中一貫教育推進課所管(分掌)事務に係る財務に関する事務の執行状況(所管の出先機関を含む)
- 2 監査の期間 平成 30 年 1 月 31 日から同年 3 月 28 日まで
- 3 監査実施委員 大久保 秀 男  
捧 厚 雄  
熊 倉 均

### 4 監査の方法

このたび実施した定期監査は、平成 28・29 年度における財務に関する事務の執行状況について、その執行事務の一部を抽出し、関係証書類を審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

### 5 監査の結果

軽微な事項を除き、特に記述すべき事項は次のとおりである。

- (1) 文書事務において、決裁日の未記入が非常に多く見られた。また、決裁における事務決定権者の誤りや起案日の誤りなどの事例があった。
- (2) 契約事務において、記載内容の不備、収入印紙の未貼付や印紙額の誤りなどの事例があった。
- (3) 旅費の支給事務において、旅費の未支給の事例があった。
- (4) 通勤手当の支給事務において、解釈の誤りによる未支給の事例があった。
- (5) 現金出納事務において、施設使用料の徴収誤りや還付誤り、現金出納簿の記載誤りや記載漏れなどの事例があった。